

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年5月25日

【会社名】 株式会社U E X

【英訳名】 U E X , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 秀 高 雅 紀

【本店の所在の場所】 東京都品川区東品川二丁目2番24号

【電話番号】 03(5460)6500(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営企画・総務担当兼経理部長 西 一 紀

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東品川二丁目2番24号

【電話番号】 03(5460)6500(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営企画・総務担当兼経理部長 西 一 紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき、令和8年5月13日に提出いたしました臨時報告書（以下、「本臨時報告書」といいます。）の記載事項のうち、「処分価額」及び「処分価額の総額」が令和8年5月25日に確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

(1) 処分の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所には___を付して表示しております。

(訂正前)

(1) 処分の概要

銘柄	種類	株式の内容
株式会社U E X 株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

処分数	処分価額	処分価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
242,500株	715円 (注1)	173,387,500円 (注2)	- (注3)	- (注3)

(注)

1. 処分価額は、令和8年5月12日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である715円としております。当社は、本自己株式処分の決議日である令和8年5月13日に、自己株式の取得を公表しております。そこで、当社は、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、令和8年5月25日に、株価変動等諸般の事情を考慮の上で、令和8年5月12日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である715円と令和8年5月25日の前取引日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の終値（以下「条件決定日前取引日の終値」といいます。）のうち、高い金額を処分価格として決定いたします。
2. 処分価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、本取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値に処分数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。当社は、上記（注）1.に記載のとおり、令和8年5月25日に処分価格を決定する予定であり、当該金額に処分数を乗じた金額を処分価額の総額として決定いたします。
3. 本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(訂正後)

(1) 処分の概要

銘柄	種類	株式の内容
株式会社U E X 株式	普通株式	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。

処分数	処分価額	処分価額の総額	資本組入額	資本組入額の総額
242,500株	890円 (注1)	215,825,000円 (注2)	- (注3)	- (注3)

(注)

1. 処分価額は、令和8年5月22日の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である890円としております。
2. 処分価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、令和8年5月22日の終値に処分数の見込数量を乗じて算出した見込額であります。
3. 本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

以上